

## 第3章 国県の動向と重点目標

### 1 国の動き

#### ①消費者教育の推進に関する法律の制定（平成24年（2012年）12月施行）

##### 目 的

- ・消費者教育の総合的・一体的な推進
- ・国民の消費生活の安定・向上に寄与

##### 定 義

- ・消費者教育  
消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む）
- ・消費者市民社会
  - ・消費者が個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互尊重する社会
  - ・消費者が自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることを自覚する社会
  - ・消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会

##### 基本理念

- ・消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成
- ・主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援
- ・幼児期から高齢期までの段階特性に配慮
- ・場（学校、地域、家庭、職域）の特性に対応
- ・多様な主体間の連携
- ・消費者市民社会の形成に関し、多角的な情報を提供
- ・非常時（災害）の合理的行動のための知識・理解
- ・環境教育、食育、国際理解教育等との有機的な連携

##### 基本方針について

- ・政府は、消費者教育の推進に関する基本的な方針を定めなければならない
- ・基本方針においては、基本的な方向、推進の内容等を定める

##### 消費者教育推進計画について

- ・都道府県及び市町村は、基本方針を踏まえ、その区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない

## ②消費者教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）の策定

（平成 25 年度（2013 年度）～平成 29 年度（2017 年度）平成 25 年 6 月閣議決定）

（平成 30 年度（2018 年度～令和 3 年度（2021 年度）平成 30 年 3 月変更）

### 消費者教育推進の意義

- ・被害に遭わない消費者、合理的意思決定のできる消費者の育成
- ・消費者市民社会の形成に参画

### 消費者教育の推進の基本的な方向

- ・ライフステージに応じた様々な教育の場（学校、地域、家庭、職域等）を活用して効果的に消費者教育を行う
- ・消費者の特性（年齢のほか、性別、障害の有無、消費生活に関する知識の量など）に配慮し、対象に応じた消費者教育の方法や内容を工夫
- ・地域における多様な主体間のネットワーク化
- ・他の消費生活に関連する教育との連携推進

### 消費者教育の推進の内容

- ・消費生活センター等を拠点とする、学校、地域社会、家庭、職域など多様な主体が連携した体制作り
- ・人材（担い手）の育成・活用
- ・多彩な教材等の作成・活用

### 関連する他の消費者施策との連携

- ・食品と放射能に関する理解増進
- ・事故・トラブル情報の迅速的確な分析・原因究明
- ・食品表示の理解増進

## 2 県の動き

静岡県消費者教育推進計画の策定

(平成 26 年度 (2014 年度) ~平成 29 年度 (2017 年度) 平成 26 年 3 月策定)

(平成 30 年度 (2018 年度) ~令和 3 年度 (2021 年度) 平成 30 年 3 月第 2 次策定)

### 基本理念

- ・消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践能力の育成を図る。
- ・主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援する。
- ・幼児期から高齢者まで段階特性に配慮する。
- ・場（学校、地域、家庭、職域）の特性に対応する。
- ・多様な主体間の連携を促す。
- ・消費者市民社会の形成に関し、多角的な情報を提供する。
- ・非常時（災害）の合理的行動のための知識・理解を深める。
- ・環境教育、食育、国際理解教育、その他の消費生活に関連する教育施策との有機的な連携を図る。

### 計画の目標

以下の能力を育み、「自ら学び自立し行動する消費者」を育成すること

- ・消費者の権利と役割及び消費者の自立について理解し、それに基づいた意思決定と消費行動ができる能力
- ・消費生活の安全・安定の確保と向上を図るため、消費生活に関する基本的な知識・技術を習得し、これらを活用して、将来を見通した合理的な意思決定や生活設計を行い、消費者被害等を回避し、必要に応じて他者と協力しながら問題解決ができる能力
- ・持続可能な社会の実現に向けて、自分の行動と社会経済との関連を意識し、持続可能な社会へ寄与する消費生活を実践するとともに、諸課題について他者と協力して取り組むことができる能力

### 消費者教育推進の基本的な方向

- ・イメージマップを活用し、ライフステージや場の特性に対応した体系的な推進
- ・多様な主体との連携による推進
- ・消費生活に関連する教育との連携による効果的な推進

### 取組の視点

- ・「消費者市民社会」の理念を普及するための消費者教育の推進
- ・若年者と高齢者の消費者トラブルを減らすための消費者教育の推進
- ・地域における消費者教育の推進体制の整備

### 施策体系

- ・消費者市民社会の理念の普及
- ・消費者教育の担い手となる人材の育成
- ・トラブルの未然防止と消費者の自立支援
- ・地域における消費者教育の推進

### 3 重点目標

本市においては、国の基本方針や県の消費者行政推進計画を踏まえつつ、第2章で述べた課題解決のため、引き続き、次のとおり重点目標を掲げます。課題の解消に向けた目標設定になっています。また、社会経済情勢の変化による新たな課題が発生した場合においても、課題解消に向けて取り組んでまいります。

#### 重点目標 1 推進法の趣旨及び「消費者市民社会」の意義の普及・啓発

消費生活の安定・向上に寄与するとともに、公正かつ持続可能な社会の実現に向け、消費者が自発的、積極的に行動できるよう出前講座や街頭キャンペーンなどを行い、「消費者教育の推進に関する法律」の趣旨及び「消費者市民社会」の意義の普及・啓発に取り組みます。

#### 重点目標 2 各主体への意識付け及び実践方法の普及

市の各課や多様な主体が実施する消費生活に関連する教育は、日常生活に密接していることも多いことから、当事者が消費者教育との関連を理解しないで実施されている場合があります。イメージマップの周知や出前講座等により、意識付けや実践方法の普及を図ります。

#### 重点目標 3 高齢者等への啓発と福祉関係者等との連携強化

本市では、60歳以上の高齢者の相談件数は約半数を占めており、高い割合を推移しています。高齢者はだまされたことに気づきにくかったり、気づいても相談しないことがあります。出前講座や行事での啓発活動などを行うとともに、福祉関係者等との連携強化を図ります。

#### 重点目標 4 若年者に対する消費者教育の充実

国の基本方針（平成30年（2018年）変更）では、当面の重点事項として若年者への消費者教育を挙げています。令和4年（2022年）4月1日より成年年齢が18歳になることから、若年者の消費者被害の防止・救済や社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、早い段階からの出前講座等による消費者教育の推進を図ります。

#### 重点目標 5 消費生活センターの拠点化

国の基本方針では、地域における消費者教育について、消費生活センター等を拠点とする多様な主体が連携した体制づくりが期待されています。消費者教育に関する情報収集・提供を行うとともに、学校、施設、その他各団体と連携した取組を推進します。

課題に対応する主な重点目標

課 題	重点目標				
	1	2	3	4	5
個々の特性に応じた消費者教育の推進	○		○	○	
インターネットに関する消費者トラブルへの対応強化	○		○	○	○
若年者に対する消費者教育の推進	○			○	○
高齢者への情報提供・注意喚起の徹底	○		○		○
高齢者の消費者被害の防止	○	○	○		○
学校等における消費者教育の推進	○	○		○	○
学校等に対する消費者教育の支援	○	○		○	○
地域包括支援センター等との連携	○	○	○		○
消費生活センターの認知度の向上	○		○	○	○
消費者としての意識の向上	○		○	○	
消費者としての知識の向上	○		○	○	○
本市が実施する各事業と消費者教育との関連付け	○	○			○

## 4 施策の体系

